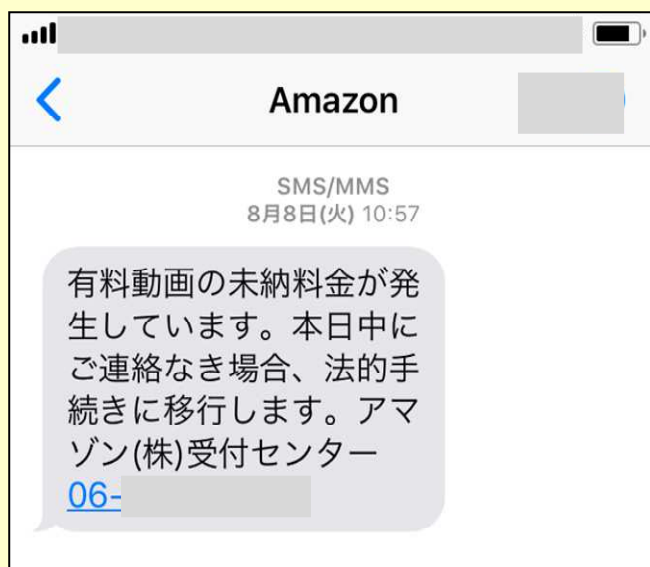


# 消費者トラブル注意報

2018年(平成30年)8月27日

## 不審なメールは連絡せず無視してください！

◎アマゾンなどをかたった「架空請求詐欺」メールのお問い合わせが増えています。



上の図のように、携帯電話やスマートフォンのSMS（ショートメッセージサービス）を利用して料金を請求する「架空請求詐欺」メールが不特定多数の人に送信されています。

### ！ 消費生活相談員からのアドバイス

- 身に覚えのない請求に応じる必要はありません。  
連絡を取らず、無視してください。
- だましの手口は、電話で問い合わせをした人に対して、
  - ① 弁護士（偽）に連絡するように指示し、弁護士（偽）が取り下げ費用としてお金を支払うよう求めます。
  - ② 「いったんお金を払っても後で返金される」と安心させ、だます手口もあります。
  - ③ コンビニエンスストアに行って電子マネーやギフト券を購入し、番号を教えるように指示します。
- 「電子マネーの番号を連絡しろ」というのは詐欺の手口です。絶対に応じないようにしましょう。番号を教えてしまうとお金を取り戻すことは困難です。お金を払う前に相談することが重要です。



～「おかしいな」「本当かな?」と思ったら、すぐに相談しましょう～

福山市消費生活センター ☎ (084)928-1188

消費者ホットライン 188 からつながります。

※イラストは「消費者庁イラスト集」から利用しています。